## 平成28年度 第3回東京都住宅政策審議会

平成28年11月1日(火)都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

## 午前10時00分開会

〇田中住宅政策課長 大変お待たせいたしました。本日は、大変お忙しい中、ご出席いた だきまして、誠にありがとうございます。

まだお見えでない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので始めさせていただきたいと存じます。

事務局を務めております都市整備局住宅政策課長の田中でございます。失礼して座って 進めさせていただきます。

最初に、ご発言される際のマイクの操作についてご説明いたします。机上にございます マイク操作盤のスイッチを押していただきますと赤いランプが点灯いたしますので、点灯 を確認された後、ご発言いただきたいと存じます。発言終了後は、再度スイッチを押して いただき、ランプが消えることをご確認くださいますようお願いいたします。

なお、本日の審議会は、運営要綱に基づく定足数に達していることをご報告いたします。 次に、お手元にお配りいたしました資料について確認をさせていただきます。

議事に関する資料といたしまして、資料-1「平成28年度第2回住宅政策審議会における主な意見の概要」。

資料-2「東京都住宅政策審議会『答申素案』パブリックコメントに寄せられた意見と 審議会の見解・対応(案)」。

資料-3「答申(案)の概要」。

資料-4「答申(案)」本文。

資料-5「答申(案)新旧対照表」。

以上、5点を用意させていただいております。

このほかに、本日の次第と座席表、審議会委員名簿、幹事・書記名簿をお配りしております。不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。

次に、留意事項でございます。本審議会は、運営要綱に基づき公開とさせていただいて おります。お手元の議事に関する資料につきましても、会議終了後、ホームページに掲載 させていただきます。また、議事録につきましては、今回から発言者の氏名を記載した形 で、全文をホームページにより公開させていただきたいと存じます。

最後に、報道機関の皆様へのお願いでございますが、本日は、答申が決定されましたら、 小林会長から邊見都技監への答申文の手交を予定しております。撮影等の際は、足元にご ざいます白線を越さないようお願い申し上げます。 本日の会議は、会議次第にございますように、概ね11時30分終了を目途に進められれば と考えております。

それでは、これより審議会を開会いたします。

これからの議事の進行は会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

○小林会長 皆さん、おはようございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。 まず1番目が、前回の「住宅政策審議会(平成28年7月12日)における主な意見につい て」です。それでは、事務局、説明をお願いします。

○惠美奈計画調整担当課長 事務局を務めさせていただいております住宅政策推進部計画 調整担当課長の惠美奈でございます。失礼いたしまして、座ってご説明させていただきま す。

お手元の資料-1「平成28年度第2回住宅政策審議会における主な意見の概要」について、ご説明申し上げます。

7月12日開催の審議会での主な意見でございます。時間の関係上、全てをご紹介できませんが、幾つかご紹介させていただきたいと思います。

1ページ、「全体の枠組みについて」でございます。2つ目の丸です。「人口減少社会における住宅政策の基本的考え方」とあるが、必ずしも人口減少だけに焦点を当てた答申でもないように思う。

「目標1 住まいにおける子育て環境の向上」についてです。対象を子育て世帯向けだけでなく、子育て予備軍の世帯にも広げれば、単身者も、結婚してみようとなり、出生数、出生率の増加が期待できるのではないか。

「目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」についてです。3つ目の丸でございます。住宅費が生活費の中で大きな部分を占めていることから、所得階層に応じた適切な家賃で住める住宅の公的な供給もしくは公的な支援による民間供給ということが考えとしては必要ではないか。

2ページになります。一番上の丸でございます。大手不動産会社やハウジングメーカーは、低所得者向けの高齢者住宅や介護施設などの供給は、レピュテーションリスクがあるので手がけない。サービスが提供できるような民間事業者を育成していく視点が必要ではないか。

「目標4 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」についてです。既存マン

ションの取引時における管理情報の開示と価格査定への反映について、文章が長くてわかりにくい。管理情報の開示は、売主が主体的に行うのが基本で、そのニュアンスが通じるようにしてほしい。併せて、管理情報開示の前提として、情報をきちんと蓄積することも記載してほしい。

「目標 6 都市づくりと一体となった団地の再生」についてです。都市再生特別措置法が改正され、住宅団地の再生は、まちづくりの一環であることを正面から基礎づける内容になっている。法への対処も積極的に行っていくような視点があればいいのではないか。

「目標7 災害時における安全な居住の持続」についてです。3つ目の丸です。熊本地震では、練積擁壁などが多く崩れ、建物が倒壊しているものが多くあった。都内でも練積擁壁がたくさんあって、盛り土してつくっているところがある。建主が行う地盤調査の情報がそこで留まってしまうのはもったいない。地盤情報の集積と情報開示の施策が重要と思うので、検討いただきたい。

3ページになります。「目標8 活力ある持続可能な住宅市街地の実現」についてです。 多くの空き家が管理されずに放置されている。賃貸住宅、とりわけワンルームマンション 等の空き家が大幅に増加するのではないか。これらについては、適切にリノベーションを 行えば、市場で十分に活用が可能ではないかと思っており、取組を進めている。

次の丸です。国や都のさまざまな補助制度があるが、今後、より柔軟性がある補助制度 の創設も検討してほしい。

次の丸です。空き家所有者などへの相談体制の整備の文章に、適正な維持管理を促すだけでなく、予防・利活用を促す文言を記載してほしい。建物の適正管理等に関するリーフレットにも記載したほうがいいのではないか。

次に、「立地に応じた施策のあり方」についてです。

1つ目の丸です。本格的な人口減少社会においては、新たな需要を掘り起こしというより、需給のバランスに働きかけていく方向が正しいのではないか。

次の丸です。人口減少社会を迎え、郊外部で高齢者が非常に増えてくる中で、元気な高齢社会をつくっていくことが大事であるが、それが見えにくくなっている感がある。高齢社会対応のまちづくりと一体となった住宅政策について記載してはどうか。

4ページになります。都市づくりを考えていく上では、文化・芸術、観光・農業など、 従来はあまり意識していなかった分野も連携することが重要であり、他の政策と連携して 住宅政策を打つことについて記載してほしい。 次の丸です。本文中の関連する基礎的な図表類は参考に付けておくとわかりやすい、といった意見がございました

主な意見の紹介は以上になります。

○小林会長 ありがとうございました。ただいま事務局から資料-1についての説明がございました。これまでのところで何か委員の方からご質問等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、続きまして、次の「パブリックコメントの実施と寄せられた意見に対する見解・対応(案)について」、事務局からお願いします。

○惠美奈計画調整担当課長 それでは、事務局より引き続きご説明させていただきます。 少し長くなりますが、ご了承のほど、お願いいたします。

お手元の資料 2 「東京都住宅政策審議会『答申素案』パブリックコメントに寄せられた 意見と審議会の見解・対応(案)」をご覧ください。

先ほどご説明しました前回の審議会でのご意見を踏まえて答申素案を取りまとめ、資料 2の1ページ、「1 意見募集の概要」のとおり、8月25日から9月8日までパブリック コメントを実施した結果、総数として56件、8通の意見をいただきました。8通の内訳は、4通が個人、4通が法人の方からでございました。

続く、「2 意見の概要と見解・対応」では、いただいた意見の概要と意見に対する見解・対応(案)を表にまとめてございます。表中では、通し番号を一番左側に振り、いただいたご意見については、答申素案で該当する目次の見出しごとに並び替えて整理しております。時間の関係もございますので、意見と対応案の概略を順にご説明いたします。

最初に、全体についての意見として、1番では、外国人ワーカーやその家族が暮らしや すい住宅の整備等も答申に盛り込むべきとの意見について、海外からのビジネスパーソン も対象としているとした答申素案の記載内容を紹介しております。

次に、「I章 人口減少社会を見据えた住宅政策の基本的考え方」。

「2 住宅政策をめぐる現状と目指すべき方向」について。2番では、現状の認識を都 民の住まいの実態をより反映した内容に改めることが必要との意見について、高齢者や低 所得者等の現状認識については、IV章のほうで記載と紹介しています。

次に、「Ⅲ章 目標実現に向けた3つの着眼点」。

「1 既存ストックの有効活用について」。3番では、既存不適格などの戸建住宅がリ ノベーションされ、道路等の整備が進んでいない状況が見受けられるが、既存ストックの 活用と言えないのではないかとの意見について、当該部分では、活用可能な既存ストックは、積極的に有効活用していくべきとの趣旨で記載としています。

次に、2ページになります。「3 地域特性に応じた施策の展開について」。4番では、 老朽化マンションの建替えを推進するため、都としてのビジョンを示し、主体となって推 進すべきとの意見について、答申素案の記載を紹介し、昨年の答申を踏まえ、都で策定し た「良質なマンションストックの形成促進計画」、以後「マンション計画」と省略させて いただきますが、その内容を説明しております。

次に、「IV章 具体的な施策の方向」。

「目標1 住まいにおける子育て環境の向上」について。

5番では、都住は、子育て世帯の支援拡大を図るより、困窮度が高い単身高齢者等を優先すべきとの意見について、子育て世帯への支援拡大も必要とした答申素案の趣旨と、都住では60歳以上の単身者も入居対象と説明しています。

6番では、昔の長屋のような共同住宅があれば子育て環境の充実ができるとの意見について、答申素案の記載内容を紹介しています。

7番では、行政が近居・多世代同居を促進すると、行政の役割を家族に押しつけている ような印象を受けるとの意見について、行政の役割を果たしつつ、一方で、当事者の意向 に応じた環境整備を行うという答申素案の趣旨を説明しています。

「目標2 高齢者の居住の安定」について。

8番では、年金のみで生活する低所得者の高齢者の増加を問題認識として触れておくべきとの意見について、企画部会での議論及びこれを踏まえた答申素案の記載内容を紹介しています。

3ページになります。9番では、高齢期の住まいについて、在宅で暮らしたい人の割合 が最も高いにも関わらず、施策の方向性の最初に転居や住替えの促進が挙げられているの はどうかとの意見について、ご意見を参考に記載の順序を入れ替えるとしています。

10番では、地域包括ケアシステムが実現するのならば、サ高住を供給する必要性がないのではないかとの意見について、サ高住は、地域包括ケアシステムに含まれること、都は、高齢者人口を推計して必要戸数を算出し目標を掲げていることを説明しています。

11番、12番は、バリアフリー化についての意見でございます。11番は、民間共同住宅の 共用部分のバリアフリー化について、分譲マンションと賃貸住宅との違いを踏まえ、支援 の在り方を検討すべきとの意見について、答申素案では、施策の方向性を示しており、ご 意見は、今後、都が施策を検討するに当たって参考にすべきとしています。

12番は、専有部分のバリアフリー化は進めないのかとの意見について、答申素案では、 専有部分も含んでいることを説明しております。

13番では、駅から離れた団地について全て再生は難しい。まちづくりの視点から再生を 考える必要があるとの意見について、地域の課題や将来像を見据えた上で再生することが 重要といった、目標6の答申素案の記載内容を紹介しています。

14番では、住宅の断熱性向上により、元気な高齢者が増え、社会的なコストを削減できるなら積極的に取り組むべき。これだけ介護費用を削減できるなど、数字で説明していくべきとの意見について、重要な視点であり、今後の検討課題としています。

15番では、ヒートショック対策には、設備による温熱環境改善が大変有効、設備による 改善も同様に推進してほしいとの意見について、ご意見を踏まえ、記載内容を充実として います。

4ページをお開きください。「目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」について。

16番では、ホームレスやネットカフェ難民に関する問題認識が見受けられないとの意見 について、企画部会での議論及びこれを踏まえた答申素案の記載内容を紹介しています。

17番では、民間賃貸住宅に高齢者が入居する場合、複層的な理由により制限されている可能性があるので、詳細に分析する必要がある。貸主が入居を拒むのなら、公営住宅でカバーするしかなく、都住は基本を単身世帯にすべきとの意見について、都住については、60歳以上の単身者も主な入居対象としていることを説明するとともに、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定について、企画部会での議論及びこれを踏まえた答申素案の記載内容を紹介しております。

18番では、生活保護を受給し、住宅扶助が受けられるのなら、都住に入居する必要性はないのではないかとの意見について、先ほどの前段の説明に加え、民間賃貸住宅への入居支援の記載があることを説明しています。

19番では、居住支援・生活支援サービスについて、全国レベルで一定の基準のもと、事業者の登録制度等を導入すべきとの意見について、答申素案の記載内容を紹介しています。

20番では、原状回復等に関する保険に取り組む価値はあるが、民間賃貸住宅での住宅確保要配慮者の受け入れには限界があるとの意見について、現状では入居を拒まれやすい実態があることを踏まえ、取組が必要としています。

5ページになります。21番では、住宅確保要配慮者などの住宅問題の解決には、住居費の負担を減らすことであり、低家賃負担の住宅を確保することが最重要課題との意見について、趣旨の明確化のため、記述の修正及び記載内容を充実するなどとしております。

22番では、空き家を有効活用し、住宅確保要配慮者向けの住宅に活用することは賛成。 家賃補助政策等を積極的に進めることが重要との意見については、直前の21番と同様の見 解対応(案)としております。

23番では、都住の供給を増やすべき。子育て世帯が応募できるよう、収入基準の引下げを求めるなどの意見について、答申素案の記載内容及び多子世帯などへの倍率優遇などの都住の取組を紹介しているほか、民間賃貸住宅の活用に関する記述の修正等について説明しています。

24番では、空き家を改修し、低家賃の住宅を供給する事業は積極的に進めるべき。行政 が積極的に支援を行うことを求めるとの意見について、答申素案の空き家の活用について の記載内容を充実することなどを説明しています。

「目標4 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」について。

25番では、長期優良住宅について、戸建て住宅だけ普及を進めていけばいいのか、共同 住宅ではどうなっているのかとの意見について、趣旨が明確になるよう修正すること及び 都のセミナーなどの取組を紹介しています。

6ページをお開きください。26番では、良質な家づくりについて、戸建てが中心で、中小工務店との連携に重点が置かれている印象を受けるが、分譲マンションや民間賃貸住宅はいいのかといった意見について、趣旨が明確になるよう修正すること及びマンション計画の記載内容を紹介しています。

27番では、単に大工の育成というよりは、リフォームやリノベーション、共同住宅のメンテナンスの観点が重要との意見について、今後、都で検討すべきとしています。

28番では、国と自治体が建物への補助と家賃補助制度を組み合わせた良質な賃貸住宅政策を強化すべきとの意見について、答申素案の目標1から3の中で施策を記載している旨及び家賃補助は慎重な議論が必要とした記載を紹介しています。

29番では、賃貸住宅トラブル防止ガイドライン普及のため、わかりやすいパンフレットを作成し、普及に努めるべき。不動産相談窓口には専門的な相談員を配置し、指導を強化する必要があるといった意見について、答申素案の記載内容及び都の取組を紹介しています。

「目標5 安全で良質なマンションストックの形成」について。

30番では、老朽マンションの建替えについて、日影規制の在り方も検討してほしいとの 意見。

続いて、31番では、容積緩和の柔軟な対応や隣接地等を含めた施策等、建替えを円滑に 進める施策を求めるとの意見について、いずれについても今後、都で検討すべきとしてい ます。

7ページになります。「目標6 都市づくりと一体となった団地の再生」について。

32番では、超高層マンションの老朽化の問題は、東京都が全国に先駆け検討を進めるべきとの意見について、マンション計画を紹介し、今後、都で検討すべき課題としています。

33番では、集約型地域構造を考えると、全ての団地を再生することがあり得るのか。人口予測等を踏まえ、各団地の実態及び方向性を見定めていくべきとの意見について、地域特性に応じた取組など、答申素案の記載内容を紹介しています。

34番では、自主的な住宅市街地のマネジメント活動の定義の範囲が狭い。経営の観点から、いかに魅力を高め、維持・向上させていくかに取り組む活動という解釈ではないかとの意見について、ご意見を参考に記述を修正としています。

35番では、都住の建替えの際は、高層化し、1階を保育園などとし、余った敷地は講演、 運動場として災害時の避難場所としたらどうかとの意見について、都住の建替えに当たっ ての施設整備などを紹介し、ご意見を参考に内容を修正としています。

36番では、特定行政庁が一団地を職権で取り消すことができる旨を明確化するに当たって、市街地再開発事業や建替事業等について対象としてほしいとの意見について、国の規則改正では対象に含まれており、取消しに当たって、特定行政庁が検討すべきとしています。

8ページをお開きください。「目標7 災害時における安全な居住の持続」について。 37番では、マンション啓発隊は、管理組合の生の声を聞くことができる大変貴重な活動。 管理不全の兆候をつかむいい機会といった意見について、マンション計画の記載を紹介し、 啓発隊の活動は管理不全マンションの兆候の把握にも活用できると考えているとしていま す。

38番では、老朽借家の調査と耐震補強工事を貸主に義務づけることが必要。自助任せに しないで、行政が前面に立って行う課題との意見について、住宅の耐震化は、所有者自ら が主体的に取り組むことが不可欠であると考えられるとし、都の取組を紹介しています。 39番では、地域全体の防災性を向上させるため、市街地再開発事業等を活用した基盤整備・複合開発を推進することが有効との意見。

続いて、40番では、最先端の耐震・免震装置の導入を、補助金や税制支援等により促進 すべきとの意見について、答申素案の記載内容及び都の取組を紹介しています。

41番では、LCP住宅登録閲覧制度の見直しに際しては、家庭用燃料電池の採用など、適用要件を拡充してほしいといった意見について、今後、都で検討されるべきものとしています。

9ページになります。「目標8 活力ある持続可能な住宅市街地の実現」について。

42番では、空き家に関する実態調査を行うことが望ましいとの意見について、答申素案 の記載内容を紹介しています。

43番では、空きストックを使うことで考えれば、住宅用途だけでなく、用途変更や土地 の活用など、まちづくりの中で解決すべきとの意見について、答申素案の記載内容及び都 計審の答申を紹介しています。

44番では、空き家の発生を抑制するなら、新築住宅を立地で絞るか、相続税対策の賃貸住宅を抑えるべきとの意見について、民賃住宅は市場を通じて供給され、居住ニーズに応じて需給関係が決まることが原則であり、市場環境整備の取組が必要という答申素案の記載内容を紹介しています。

45番では、住宅を非住宅用途へ転用する場合の容積率算定に係る特例措置について検討 してほしいとの意見について、答申素案の記載内容を紹介しています。

46番では、家庭用燃料電池の普及に向けた支援を継続してほしい。また、公共住宅の取組で、太陽光発電設備のみ言及されているが、その他の環境負荷に配慮した設備の導入促進も検討してほしいとの意見について、都は家庭用燃料電池の導入費用の一部を補助していることを紹介するとともに、公共住宅の取組は、ご意見を参考に記載内容を充実としています。

47番では、選手村について、一度に6,000世帯増えることによる地域インフラへの影響は考慮されているのかとの意見について、都は、計画に当たり、十分な都市基盤を有することを確認しており、今後、都で運営面も含めたモデルとなるような取組を検討すべきとしています。

10ページをお開きください。48番では、1月1日に住民登録のない住宅は空き家と見なし、固定資産税の課税の特例措置を外せば、空き家問題等の解決につながるとの意見につ

いて、住宅に人が住んでいない理由はさまざまで、一律に対応することは難しいとし、答 申素案の記載を紹介しています。

「V章 立地に応じた施策の在り方」について。

49番では、交通利便性の低い地域など、市街地として維持していくなら、これまで通り メンテナンスコストが発生するのではないか、集約型地域構造と相反するのではないかと の意見について、答申素案では、集約型地域構造への再編を踏まえた趣旨で記載としてい ます。

50番では、区市町村が更新・再生等を重点的に図るべき地域を適切に位置づけられるよう、都として基本的な考え方を示すべきとした例示が、(仮称)自然環境共生域のみとなっており、他の地域も示してほしいとの意見について、答申素案では1つの例として記載、他の地域については都計審の答申に記載としております。

次に、その他の意見として、51番、52番は、超高層マンションの有効性等に関する意見で、答申素案の記載内容を紹介しています。

53番では、大規模開発では、公共サービスのニーズが集中的に発生、同様の問題が臨海部等での発生することが予見。「所有」から「賃貸」も前提にした政策へ転換すべきとの意見について、先ほどと同様に、答申素案の記載内容を紹介しています。

11ページになります。54番では、附置義務駐車場制度の見直しや、既存の駐車場ストックの有効活用方法の検討等も取り扱いを検討してほしいとの意見について、都の取組状況を紹介しています。

55番では、公団家賃について、所得に応じた応能家賃を実施すべきとの意見について、 独立行政法人都市再生機構が、関係法令に基づき適切に対応すべきとしています。

56番では、都住は廃止し、住宅確保要配慮者に民間住宅や空き家を斡旋するなどの制度 を新設すべきとの意見について、答申素案の記載内容を紹介しております。

以上で資料2に関する説明を終わります。

○小林会長 ありがとうございました。

本日の審議会は、パブリックコメントへの対応と、それを踏まえた答申の修正を確認することが主な目的です。答申の修正については、企画部会で検討していただきましたので、次の3を説明していただき、今のパブリックコメントと合わせて、皆様のご質問、ご意見をいただければと思います。それでは、引き続き議事の3、答申(案)の説明について、お願いします。

○惠美奈計画調整担当課長 引き続きましてご説明させていただきたいと思います。資料 -4「答申(案)」をご覧ください。答申(案)全体を通して概略を説明させていただきながら、先ほどご説明させていただきました前回7月12日の審議会でのご意見を踏まえた修正部分と、パブコメの意見を踏まえた修正部分を合わせてご説明いたします。資料-5の「答申(案)」新旧対照表のほうも適宜ご参照いただきたいと思います。

まず、1ページをお開きください。「はじめに」では、検討経過などを記載しております。都計審の答申の公表、答申素案のパブコメの終了といった状況を踏まえ、時点修正してございます。

次に、2ページをお開きください。「用語の定義」でございます。一番下の丸印、「自主的な住宅市街地のマネジメント活動」について、パブコメの意見を参考に、資料 5、新旧対照表の1ページ、一番上のとおり、「住環境や地域の価値の保全・向上のための、地域住民等による主体的な活動」といった表現を加筆修正しています。

3ページをご覧ください。こちらからが本文となります。 I 章は「人口減少社会を見据 えた住宅政策の基本的考え方」です。この表題につきましては、前回審議会でのご意見を 踏まえ、「人口減少社会における」となっていたものを変更しております。

続く1では、「居住の場としても魅力的な東京を目指して」とし、都として具体的な目標設定のもと、総合的・計画的に施策を展開していくことが求められるとしています。

次の4ページ、2では「住宅政策をめぐる現状と目指すべき方向」について、(1)生涯にわたる都民の豊かな住生活の実現、(2)まちの活力・住環境の向上と持続の2つの面から、目指す方向を記し、続いて、5ページ、3では「今後の住宅政策の基本方針」を「豊かな住生活の実現と持続」としています。

次に、6ページから8ページのⅡ章では、「目指すべき8つの目標」と目標ごとに目指すべき将来イメージを示しております。

そして、9ページからになりますが、Ⅲ章としまして、「目標実現に向けた3つの着眼点」を示しています。

1つ目は、「既存ストックの活用」として、住宅をつくっては壊すのではなく、質の良い住宅を長く大切に使うことが重要。このため、既成市街地における良質な住宅ストックの形成と、既存ストックの再生・有効活用を重視した施策の展開が必要としています。

2つ目は、「多様な主体・分野との連携」として、10ページ、上から3行目にございますが、多様化する都民のニーズ等に対応するため、防災、福祉、雇用、経済、都市づくり、

建築などの関係行政分野や関連団体等と連携して取り組むことが重要。多様な主体・分野が目標を共有しつつ、連携して取り組む施策を重視すべきとしています。

3つ目は「地域特性に応じた施策の展開」として、下から6行目になりますが、地域住民や地域コミュニティの役割と、地域の福祉やまちづくりの担い手である区市町村の役割が重要。都は、広域自治体として、市場の環境整備や区市町村の取組への支援などに重点的に取り組むべきとしています。

次に、12ページをお開きください。こちらからは、IV章として「具体的な施策の方向」 を8つの目標ごとに示しております。

12ページから13ページでは、都市計画審議会の答申が9月に公表されましたので、これを踏まえて時点修正しております。

13ページの中段からは、「目標1 住まいにおける子育て環境の向上」になります。

14ページからは、施策の方向性を示してございます。冒頭のところの最後のほうでございますけれども、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料 5、新旧対照表の1ページの真ん中ほどでございますが、「子供を産み育てようと思えるような」と加筆してございます。

続く、①子育て世帯向け住宅の供給促進では、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を事業者や業界団体に周知し、子育て世帯向けの優良な住宅の供給を促進すべき。区市町村を通じた改修費補助などにより、空き家の有効活用を促進。都営住宅については、ファミリー向け住戸の整備を進めることを記載しています。②子育て支援住宅や支援施設の整備促進では、「東京都子育て支援住宅認定制度」の認定住宅の普及促進や、区市町村等と連携した地域特性に応じた魅力ある住環境の整備、公共住宅について、建替え等の機会を捉え、保育所などの子育て支援施設の整備を進めるべきとしています。③近居・多世代同居の促進では、意向に応じて、親世帯との近居や多世代同居が可能となるような環境整備を検討すべきとしています。

15ページからは、「目標2 高齢者の居住の安定」でございます。

16ページからの施策の方向性になりますが、パブコメの意見を参考に、資料5の新旧対照表の1ページの一番下のところでございますけれども、記載の順序を入れ替えてございます。①住宅のバリアフリー化や生活支援施設の整備等の促進では、共同住宅の共用部分のバリアフリー改修や、エレベーター設置促進など、既存ストックの性能向上への取組を推進することや、2つ目のポツでは、パブコメの意見を参考に、資料-5「新旧対照表」の2ページのほうになりますが、一番上にございます温熱環境の改善として、設備につい

て加筆してございます。②サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進では、多様なサービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進すべき、地域のニーズや実情を踏まえて取り組むべきとしています。③高齢者の資産を活用した居住の安定では、身体の状況やニーズ等に応じて、高齢者向け住宅等への転居が可能となるように、持家の資産としての活用や、既存住宅が円滑に流通できる市場環境の整備を促進すべきなどとしています。④では、目標1と同様に、近居・多世代同居の促進を挙げています。

17ページ中段からは、「目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」です。

18ページになりますが、「(2)施策の方向性」の冒頭部分について、パブコメの意見を参考に、趣旨を明確化するため、文章の構成を修正し、資料5の2ページの2番目にございますが、文章を一旦区切った形で、「具体的には」と続く形としています。

続いて、「①より困窮度の高い都民への都営住宅の的確な供給」では、現在のストックを最大限に活用し、住宅セーフティネットの中核としての機能を果たしていくべき、期限付き入居制度や使用承継制度の適切な運用などにより、住宅に困窮する都民に公平、的確に供給すべき、若年ファミリー世帯に対して、ニーズに応じた地域の都営住宅への入居促進を一層図るべきなどとしています。「②公共住宅の有効活用」では、修繕による維持管理を適切に実施、耐震改修の実施や、計画的な建替えを進めていくべき、入居優遇制度については、生活保護制度などの福祉施策との連携を踏まえるとともに、少子高齢化など社会情勢の変化に的確に対応した取組を更に推進すべきなどとしています。③空き家の有効活用では、1つ目のポツで、パブコメの意見を参考に、改修費補助の例として「耐震化」を追記してございます。

20ページ、④になります。住宅のバリアフリー化等の促進として、目標2と同様に、パブコメの意見を参考に、温熱環境の改善として、設備について加筆修正しています。「⑤民間賃貸住宅への入居支援等」では、高齢者のほか、子育て世帯、障害者世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録し、公表する制度の整備を検討すべきなど。「⑥賃貸住宅の家主のリスク軽減等」では、原状回復や残置物処理費用、家賃不払いに対する保険について、不動産等関係団体と連携して、認知度の向上策と普及策を検討すべき。また、次のポツでは、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5の2ページ、一番下にございますが、「民間管理業者」を加筆してございます。「⑦福祉サービス等と連携した居住支援の促進」では、区市町村、公的団体との連携を強化すべきなどを挙げてございます。

21ページからは「目標4 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」です。

22ページからになりますが、施策の方向性としまして、「①良質な家づくりの推進」では、パブコメの意見を踏まえ、最初の括弧内のタイトルでございますが、資料5の3ページ、一番上にございますが、「(長期優良住宅等の普及と地域工務店等の連携の促進)」と修正しております。そのほか、建設技術者の育成、既存共同住宅の質の向上、環境に配慮した住宅の普及促進を挙げています。「②既存住宅を安心して売買等ができる市場の整備」では、1つ目に、建物状況調査、瑕疵担保、住宅履歴情報の蓄積・活用の促進。また、次のページになりますが、既存マンションの取引時における管理情報の開示と価格査定への反映では、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5の3ページ、2番目のところにございますが、文章を整理するとともに、管理情報を適切に蓄積することについて加筆しております。そのほか、賃貸住宅のトラブル防止等を挙げています。「③消費者や住宅所有者に対する普及啓発」では、消費者や住宅所有者への情報提供や相談体制の充実、関係機関と連携した相談の対応を挙げています。

25ページ、「目標 5 安全で良質なマンションストックの形成」では、「(2) 施策の 方向性」において、「良質なマンションストックの形成促進計画」に基づき、施策を推進 すべき、超高層マンションや、マンションにおける空き住戸などの状況について、課題を 把握し、対応を検討すべきとしています。

26ページからになりますが、「目標6 都市づくりと一体となった団地の再生」でございます。

下のほうの「(2)施策の方向性」になりますが、次のページで、「①安全・安心に暮らせる団地再生」では、マンションの管理組合が主体的に維持管理、改修などに取り組むことができるように、適切な支援を行うべきなど、「②地域の拠点形成等まちづくりへの貢献」では、公共住宅の建替え等により創出した用地について、民間の活力も生かしながら、都の政策目的の実現や、地域経済の活性化、地域特性に応じたまちづくりなどに活用していくべき、「③良好な地域コミュニティの形成」では、公共住宅については、若年世帯の入居の促進により、多世代によるコミュニティ形成を促進すべき、高齢者や若年世帯の住替えを進めるための仕組みづくりを検討すべきなど、「④計画的な住宅団地再生」では、大規模住宅団地については、地域の課題や将来像を見据えた上で再生していくことが重要であることから、区市町村によるまちづくりの方針策定への支援を実施すべき、また、2つ目のポツでは、団地再生の先進事例に加え、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5

の3ページ、上から3番目のとおり、「都市再開発法の改正等を踏まえた新たな動きなど について」と追記しています。

28ページの1つ目のポツになりますが、先月3日に公布、施行された建築基準法施行規則の改正及び併せて通知された技術的助言により、職権による一団地認定の取消の運用の明確化が図られ、一団地認定の廃止要件の緩和を国に要請する必要がなくなったことから、資料5の3ページ、上から4番目のとおり、表現を削除しております。

次に、「目標7 災害時における安全な居住の持続」では、29ページから、施策の方向性として、「①地震に対する住宅の安全性の向上」では、マンションや緊急輸送道路沿道建築物、公共住宅の耐震化の促進、家具類の転倒防止や感震ブレーカーの設置等の防災対策の重要性について、啓発を強化など、「②木造住宅密集地域の改善」では、木密地域の改善を加速、狭隘な道路の拡幅を計画的に進め、沿道の不燃化建替えを財政的に支援するなど、区と連携して進めるべき。

30ページの上から2つ目のポツでは、パブコメの意見を参考に、都住の建替えにより創出した用地を活用し、密集市街地における駅前広場や道路・公園の整備、住宅の共同化などを促進すべきと「公園」を加筆しています。「③災害に強いまちづくりの推進」では、津波・高潮対策、水害対策、土砂災害警戒区域等の調査・指定の早期実施、警戒区域等の既存不適格住宅の移転や安全性確保への支援。4つ目のポツでは、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5の3ページの一番下のとおり、液状化対策の普及啓発に加え、地盤データの収集公表について加筆しています。「④災害時に住み続けられる住宅の普及」では、東京都LCP住宅登録・閲覧制度の見直しの検討。「⑤マンションにおける防災対策の促進」では、マンション管理ガイドラインの防災対策に関する内容の充実など、「⑥被災後の都民の居住確保」では、災害による被害状況を迅速に把握するため、「災害時都民台帳システム」を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等の迅速な把握を図るべきなど。

32ページになりますが、1つ目のポツでは、前回審議会でのご意見を踏まえ、「マンションの共用部分」と修正しています。

「目標 8 活力ある持続可能な住宅市街地の実現」では、33ページになりますが、施策の方向性としまして、「①空き家対策の推進による地域の活性化」では、既存ストックの活用促進について、34ページの1つ目のポツにありますが、パブコメの意見を参考に「共同住宅の場」を加筆しています。

続いて、空き家の発生抑制、空き家の適正管理の促進を挙げ、空き家所有者等への相談

体制の整備では、前回審議でのご意見を踏まえ、資料5の4ページになりますが、上から 3番目のとおり、空き家の「利活用」を追記してございます。

35ページ、「②環境に配慮した住宅市街地の形成」では、再生可能エネルギーの利用や、 創エネ・蓄エネ機器の設置促進など、3つ目のポツでは、パブコメの意見を参考に、資料 5の3ページ、上から4番目のとおり、「省エネ型設備機器」を加筆しております。「③ 緑・景観など良好な住環境の保全と向上」では、地域住民等による自主的な住宅市街地の マネジメント活動の取組を促進し、良好な住環境の保全・向上を図るべきなどを挙げてい ます。

36ページ、「④持続可能な環境先進都市のモデルの提示」では、選手村について、活力 ある持続可能な住宅市街地のモデルとして、先進的な取組を実施していくべきとしていま す。

続きまして、37ページからは「V章 立地に応じた施策の在り方」でございます。

「1 住宅・住宅市街地の状況」については、最後のほうになりますけれども、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5の4ページの一番下のところにあるとおり、「空き家等を活用した二地域居住など」と追記してございます。

2では、地域別将来イメージと住宅施策として、こちらは、最初のほうにも出てきましたが、都計審の答申を踏まえまして、38ページのほうの時点修正をしてございます。

39ページ、3では、施策展開の在り方としまして、「(1)都内全域で展開すべき施 策」では、既存ストック活用型の市場構造への転換、マンションの適正な管理など、市場 全体に関わる施策について、都内全域を対象に展開することが必要としています。

「(2)メリハリある施策展開に移行すべき施策」では、冒頭のところでは、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5の5ページの上から2番目のところにありますが、「子育て世帯や高齢者など幅広い世代が交流し、生き生きと暮らせるよう」と加筆し、住宅・住宅市街地の抱える課題や将来の都市像を見据え、立地に応じたメリハリのある施策展開に移行していくことが必要としています。

具体的には、①として、木密地域の改善、老朽化したマンション等の集積する地域の再生、大規模住宅団地の再生など、面的もしくは一体的に解決すべき課題への取組を、まちづくりと連携して重点的に進めること。②として、鉄道駅周辺等の拠点における住宅を含む都市機能の集積・強化や、大規模住宅団地の再生に伴う新たな拠点形成を図ること。③として、子育て世帯や高齢者向け住宅の供給、老朽化した既存ストックの更新、空き家な

ど既存ストック活用促進などについては、拠点とその徒歩圏の既成市街地など、対象地域 を明確化し重点化を図ることとしています。

これらの取組については、広域的な都市像を踏まえて、都として重点的に支援を講じる 地域を示すことを検討すべき、地域を示すに当たっては、福祉、医療、防災等の地域計画 との整合のもと、区市町村がまちづくりの方針等に位置づけることが必要。区市町村が、 まちづくりの方針等に地域を適切に位置づけられるように、都として地域設定の基本的な 考え方等を示すべきとしています。

続いて、40ページでございますが、前回審議会でのご意見を踏まえ、資料5の5ページ の上から3番目になりますが、住宅分野と関連分野が連携した施策展開について加筆して ございます。

「(3) 今後の在り方を検討すべき施策」では、超高層マンションなどの新規開発は、 都市づくりの観点も含め、規制や誘導の在り方等を検討すべきとしています。

次に、参考資料として、42ページからになりますが、こちらのほうは本編の修正に合わせまして内容を反映させていただいております。

次に、51ページの次のページからになりますけれども、前回審議会でのご意見を踏まえまして、本編で記載のある事項について、参考図表といった形で巻末に添付してございます。

最後に、資料3の概要版でお示しさせていただいておりますけれども、こちらのほうも 本編の修正内容を反映した形とさせていただいております。

説明は以上になります。

○小林会長 ありがとうございました。ただいま前回の審議会及びパブリックコメントを 踏まえた答申の修正案についてご説明いただきました。本日は、この後、知事への答申を 行う予定ですけれども、この際、ご発言のある方は挙手をお願いできればと思います。い かがでしょうか。曽根委員、どうぞ。

○曽根委員 きょうは最後の答申を提出する日ということで、これまでの審議を踏まえま して、三、四分お時間をいただいて若干意見を述べておきたいと思います。

まず、東京の住宅政策の現状認識についてですが、私は、都民の各階層について負担可能な住宅費での住宅供給がされているかという点で、前回、資料を出していただきましたが、なかなか実態が見えにくいという点を指摘しました。都の答申案は、一貫して住宅総数が世帯数を上回り、量の面では住宅が確保されているとの認識は変わっておりません。

しかし、階層ごとに見ると、最低居住水準に満たない住宅や、老朽化して耐震性の不十分 な住宅に住み続けている高齢者や低所得者の実態は、この間、大きく改善しているとは見 てとれません。したがって、住宅問題の現状認識は、階層ごとによりリアルにすることが 必要だと思います。

次に、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定についてですが、まず住まいの状況としては、答申案にもありますように、経済的理由から、自力で適正な水準を確保することが困難だと指摘しているように、住宅費の負担が最大の問題だと思っております。前回も話題になりました、若者の場合、地方出身の非正規雇用の場合は、住宅費の収入に占める割合が時には半分にも達しており、苦しい生活をさらに苦しめている、東京育ちの場合も親からの自立が極めて困難になっているなどの問題があります。また、前回、高齢者のサービス付き住宅や介護付き住宅などについては、費用負担が年金などの収入に見合っていないという問題も指摘をされました。したがって、住宅確保要配慮者など、住まいに困窮する人たちの住宅問題の解決には、住宅費の負担をいかに軽減するかの支援策がもっともっと必要ではないかと思います。例えばUR住宅や都民住宅、あるいは民間マンションなどの空き家を活用したルームシェアや準公営住宅、都営住宅の新規供給による若年世代への入居拡大、家賃補助制度など、可能な新たな施策に取り組む姿勢がまだまだ弱いのではないかというふうに感じております。

それから、都の権限と責任による都営住宅の供給について、東京都は、現在のストック 26万戸の活用を強調しておりますが、毎回の都営住宅募集の高倍率を見ても、都営住宅は 依然として不足していると言わざるを得ないと思っております。応募倍率を下げるよう、 供給を拡大させるべきであると思います。

この点で具体的に提案したいのは、新規に土地を購入するだけでなく、団地の建替事業で、従前居住者プラスαの住宅を確保し、また、多摩地域では、高齢化したUR住宅の建替えの中で、一部の建物を都営住宅に転換させること、また、子育て世帯や若年世帯が申込みできるように収入基準を改善すること等により、都営住宅が高齢世帯に偏ることなく、若者と高齢者が助け合って生活できるようにすべきであると考えます。

それから、民間の空き家の有効活用を思い切って広げる必要があると思います。例えば、 入居を拒まない空き家のオーナーには、耐震性強化や住戸面積の最低限基準を満たせるよう、建物の改造に援助すること。また、居住支援協議会への援助を強めて、大家さんへの 援助とともに、家賃補助制度などを活用して、入居者の住居費負担を軽減させることが必 要だと思います。

最後ですが、これまで意見を述べてきましたけれども、ニューヨーク、ロンドンなど大都市で共通して行われてきている住宅政策として、以下の点を検討すべきと思います。

第1はアフォーダブル住宅の取組の推進、第2に準公営住宅など公共住宅の新たなあり 方の探求と普及、第3に災害に強い住宅づくり、なかんずく耐震補強への抜本的な支援の 強化などが必要だと思います。なお、都営住宅について、応募倍率を下げるために、東京 都に対して申込者の預金通帳まで調査する権限を与えることについては、重ねて強く反対 を申し上げます。

以上です。

○小林会長 貴重なご意見、ありがとうございました。ただいまの住居費負担の軽減というのは共通の問題だと思います。そのために、今回の答申では、都営住宅の拡大は少し困難であるという現状を踏まえて、空き家活用を大きく推進していくと。その後半の部分は全く同感だと思います。ぜひこれからも貴重なご意見をいただきながら、施策を進めていただければと思います。

ほかにありますでしょうか。ご質問でも結構です。大体納得する内容でしょうか。皆さん、大丈夫でしょうか。

それでは、ご意見が大体尽くしているようですので、この辺でお諮りしたいと思います。 本日いただいたご意見については、議事録に記載して今後の施策展開に生かしていただければと思います。

それでは、当審議会としまして、お手元の答申案のとおり知事に答申してよろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

○小林会長 ありがとうございます。異議なしということで、了承されました。それでは、この案のとおり答申を決定し、答申することにしたいと存じます。

それでは、この後、小池都知事の代理として、邊見都技監に、第11号諮問「人口減少社会に向かう中、豊かな住生活実現のための住宅政策の新たな展開について」の答申をお渡ししたいと思います。答申に先立ちまして、この審議会を代表いたしまして、少しお時間をいただいて、私からご挨拶させていただければと思います。

今から2年前の平成26年7月に、知事から諮問を受けたわけです。その諮問に基づきまして、まず昨年の9月、マンション施策の新たな展開について、第1次答申として出しま

した。マンションの比重が非常に高い東京都としては、全国に先駆けて取り組む内容だと 思います。この答申を受けて、都は、今年3月に行政計画を策定されました。ぜひ今後、 その行政計画の実現に着実に、かつスピード感をもって取り組まれることを改めて期待し たいと思います。

そして本日、委員の皆様のご協力及びパブリックコメントでの貴重な意見を踏まえて、 住宅政策全般にわたる答申を取りまとめることができたわけです。今回の答申は、前回、 すなわち5年前の答申に比べると、大きな流れは踏襲しておりますけれども、幾つかの点 で重要な転換がなされております。

その1つは、空き家対策をより一層重視しているという内容になっていることです。人口減少社会を見据えて、空き家対策及びその活用を重視することが必要です。とりわけ、空き家等を活用してセーフティネット住宅を充実したり、あるいは空き家の適正管理を進める、こういうことを掲げているわけです。

2つ目は、子育て世帯への支援を一層重視するということです。今回、目標の1番目に 子育て世帯への支援が掲げられております。やはり"消滅可能都市"というものも話題に なりましたけれども、当然、高齢者や障害者への支援は重要ですが、今後は、子育て世帯 への支援をより一層手厚くしていくということが大切だと思います。そのために、都営住 宅への子育て世帯の入居促進や団地への保育所の併設、あるいは子育て認定住宅や親子近 居の推進、こういうものを掲げております。

そして3つ目は、今後、集約型の地域構造が求められるわけですけれども、それに照らして、住宅政策というのは、既存住宅をより活用する、あるいは既成住宅地の再生をより重視する方向にいくと思います。それを今回、明記してその方向を示したことが3つ目です。

そして4つ目が、市区町村の役割をより重視していることです。空き家活用とか、あるいは地域包括ケアなど、福祉と連携した住宅のあり方、さらにマンション管理の推進など、基礎自治体である市区町村の役割は大変大きなものです。しかも、市区町村から先進的な取組も今進んでおります。都としても、それらを尊重しつつ、さらにバックアップしながら進めていく、こういう方針を明確にしております。

そして、最後に5つ目ですが、国との関係で、都が主体的に取り組むべきことを意識した構成に修正しております。当然、住宅というのは私的財産ですから、住宅市場を通して整備するということが基本です。しかし、住宅市場の環境整備というのは、その多くが国

の役割に属しているものが多いのです。税制とか、法制度とか、そういうものが非常に関わっています。そこで、東京都が主体的かつ独自に取り組む内容をわかりやすく示すことを今回の構成の中心としております。そのために、東京都の都市づくりとの連携や、住宅市街地との連携、あるいは都民一人ひとりの暮らしに沿ったセーフティネットのあり方、こういうものを明確にするように努めているわけです。

以上のように、基本的には前回の答申の大きな流れを引き継ぎつつも、都の役割を明確にすることで大変充実した内容になったというふうに考えている次第です。

そして最後に、私の個人的な思いをお話しさせていただければと思います。よろしいで しょうか。

私は、今回の審議会の開始に当たり、実は以下の方針を明確にすることが非常に重要だと思っていたのです。それは何かというと、先ほどもちょっとありましたけれども、都営住宅の拡大というのは今後とも難しいだろう。それに代えて、空き家活用型のセーフティネット住宅及び民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅を拡大すること。その一方で、都営住宅は、それを踏まえて子育て支援住宅に転換していく、こういう方針を出すということが大事だと思っていました。しかし、これを実現するには、ある鍵があるのです。それは、高齢者や障害者は、都営住宅ではなく、地域の中で民間住宅や空き家を活用したセーフティネット住宅、住居費を抑えたセーフティネット住宅で対応していく、この方針を明確にすることだったのです。

しかし、私は今回、この方針を明確にすることに躊躇しました。その一番の理由が、そのためには実は空き家活用型のグループホームというものを拡大することが必要ですが、現在、建築基準法上の解釈をめぐる問題から、それがほぼストップしているからです。それで、実はグループホームといっても多様です。人数も違えば、障害の程度も違いますので、そのどこまでを住宅と見て、どこからは施設と見るか。これは用途判断といって、実は国ではなく、特定行政庁に権限があるのです。つまり自治体に権限があるのです。それを生かして、建築基準法上、住宅と見る範囲を拡大することができれば、空き家活用は恐らく劇的に進むと思います。しかし、これを行政職員に担わせることはできないのです。それは、万が一火災事故が起きると、建築主事という職員が責任を追及されることになるからです。そうすると、活用と安全のバランスを誰がとるのか。これは実は政治であり、議会しかないのです。私は、都議会で用途判断を含む空き家活用条例をぜひ検討していただきたいと思っています。もしそれができれば、今回の答申の核の1つである空き家の活

用と、コインの裏表である都営住宅の子育て支援への重点化、こういうものが完成すると 考えております。逆に、これがないと実は完成しないのです。議員の皆さんにはぜひお願 いしたいと思います。

最後に私の思いを述べましたけれども、今回の答申の取りまとめに当たり、企画部会の皆様、マンション部会の皆様、そして委員の皆様に多大なご協力をいただきました。それに感謝しつつ、私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、これから邊見都技監に答申をお渡ししたいと思います。

## 〔答申手交〕

- ○小林会長 それでは、ここで邊見都技監からご挨拶を承りたいと存じます。
- ○邊見都技監 東京都技監の邊見でございます。本来ならば知事が答申をお受けするところでありますけれども、公務により出席できませんので、大変恐縮ですけれども、代わりまして会長から答申を受け取らせていただいたところでございます。小林会長、松村企画部会長はじめ、委員の皆様には大変熱心なご審議を賜り、答申を取りまとめていただきましたことに改めて厚く御礼を申し上げます。

答申では、人口減少社会を見据えた住宅政策として、目指すべき8つの目標と、目標実現に向けた3つの着眼点、そして今後取り組むべき具体的な施策の方向について、積極的なご提言をいただきました。その中には、例えば若年ファミリー世帯に対する都営住宅への入居促進や、民間賃貸住宅等を活用した高齢者世帯等への入居支援など、ストック活用に関連する内容が数多く盛り込まれておりまして、今後の住宅行政のいわば航路を明るく照らす答申をいただいたと受けとめてございます。

都では、年内を目途に、2020年に向けた実行プランを策定する予定でありまして、都市整備局においても、都市計画審議会の答申を踏まえ、来年度に2040年代の都市像を示す都市づくりのグランドデザインを策定する予定でございます。これまでの延長線を越えて、新たな発想を取り入れながら、目指すべき東京の将来像と、その実現に向けた道筋を立案してまいりたいと考えてございます。これらの計画と呼応しながら、提言をいただきました目標実現に向けて、今後、住宅に関する具体的な施策を検討し、今年度中に「住宅マスタープラン」を改定して、新たな施策に取り組んでまいる所存でございます。

最後に、小林会長はじめ、委員の皆様方のご尽力に重ねて感謝申し上げますとともに、 引き続き「住宅マスタープラン」の改定に向けて、住宅政策全般について幅広い見地から のご審議をいただきますことをお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。誠にあ りがとうございました。(拍手)

○小林会長 ありがとうございました。

それでは、答申の提出が終わったところで、議事の4番目「その他」といたしまして、 今後の住宅政策審議会の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

○田中住宅政策課長 今後の審議スケジュールについてご説明いたします。

今年度は、年明け1月頃に住宅マスタープラン改定に向けた第4回の住宅政策審議会を 予定しております。詳細につきましては、後日ご連絡いたしたいと存じます。委員の皆様 には、お忙しいところ、大変恐縮でございますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。 事務局からは以上でございます。

○小林会長 それでは、これをもちまして、平成28年度第3回東京都住宅政策審議会を終 了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時09分閉会